

# 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書作成要領

市街化区域内の農地を農地以外の目的に使用しようとする場合に届出ていただくものです。

## 編纂（ホッチキス留め）して提出して頂く書類

提出部数各2部

共有地で権利者が複数いる場合は、人数分を追加してください。

届出書の記載例を参照してください。

**届出書**  
提出部数内訳

- 一部・・・農業委員会控え
- 一部・・・届出者への通知用

共有の関係等で権利者が複数いる場合は、人数分を追加してください。

土地の表示 別紙

実測図

転用しようとする土地の筆数が多い為、「土地の表示欄」に書き切れない時は、別紙に記入して添付してください。その場合「土地の表示欄」には、「別紙のとおり」と記入してください。

筆の一部を転用する場合に、届出地を特定出来る実測図を添付して頂きます。

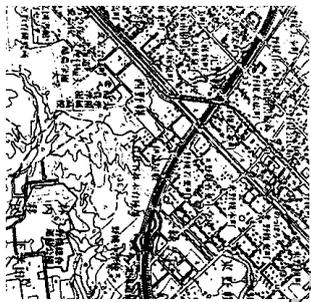
薄く網のかかった書類等は、必要に応じて提出して頂くものです。

## 編纂しないで提出して頂く書類

提出部数各1部

位置図

1/50,000 程度の江別市の地図に、届出地を赤色の鉛筆等で明示してください。



地番図

地番図に届出地を赤色の鉛筆等で明示してください。

3ヶ月以内に交付された証明書（原本）を添付してください。

届出者が書類の提出を出来ない場合は、届出者から提出者への委任状を添付してください。

土地所有者の現住所が登記簿と異なる場合に、住所が繋がることを証する書類を提出してください。

届出に係る農地が区画整理区域内にある場合は、施行団体の仮換地証明

住民票抄本等

仮換地証明

その他必要書類

その内容によっては提出して頂く書類があります。

土地登記事項証明書

委任状

## その他必要書類

必要に応じて提出して頂く書類です。

提出して頂く場合	提出して頂く書類
届出地が賃貸借の目的になっている場合	農地法第18条第1項の規定による解約等の許可があったことを証する書面又は、農地法第18条第6項の規定による通知書の写し
届出地が土地改良区の区域内にある場合	その土地改良区に農地法第4条第1項第7号の届出をする旨の通知をしたことを証する書面
その他参考資料	個々のケースで必要がある書類を提出して頂きます。

## 注意事項

### 1. 届出から受理通知までに必要な日数

届出書の内容を審査し、必要事項が整っている場合は、概ね3日～5日で「受理通知書」を交付します。



受理通知 概ね3日～5日後

### 2. 手数料

手数料は、必要ありません。

# 委任状の記載例

当事者が届出書を提出する時以外は、委任状を提出してください。

委任状の形式は特に定めていません。については、次の記載例を参考として作成してください。

委 任 状	
電話連絡が主となるので、必ず 電話番号を記載してください。	代理人の住所 <u>江別市野幌町 110 番地</u>
	氏名 <u>榊石狩測量</u>
	電話 <u>3 8 5 - 〇〇〇〇</u>
	担当者 石狩三郎
私は、上記の者を代理人に選任し、農地法第4条の規定による許可申請書（届出書）の提出及び許可書（受理通知書）を受領することの権限を委任します。	
（あて先）江別市農業委員会会長	
令和 年 月 日	
	委任者 住所 <u>江別市美原〇〇番地の〇</u>
	氏名 <u>江別 太郎</u> 